

平成 20 年 6 月 26 日

国立大学法人埼玉大学

学長 上 井 喜 彦 殿

国立大学法人埼玉大学

監事 尾 崎 正 義

監事 栗 田 健



平成 19 事業年度国立大学法人埼玉大学財務諸表及び
決算報告書に関する意見

標記財務諸表及び決算報告書についての監査の方法及びその結果に基づく国立大学法人法第 35 条において読み替えて準用される独立行政法人通則法第 38 条第 2 項の規定による監事の意見は、下記のとおりである。

記

1 監査の方法

標記財務諸表及び決算報告書について役員等から報告を受け、さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するため、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。この方法に基づき、標記財務諸表及び決算報告書について検討した。

2 監事の意見

標記財務諸表及び決算報告書についての会計監査人である新日本監査法人の監査の方法及び結果は、相当であることを認める。

平成 20 年 6 月 26 日

国立大学法人埼玉大学

学長 上 井 喜 彦 殿

監事 尾 崎 正 義

監事 栗 田 健



監事監査結果報告書

国立大学法人埼玉大学の平成 19 事業年度における決算及び業務の実施状況について監査を行った結果は、次のとおりである。

I 監査方法等の概要

1 定期監査

平成 20 年 5 月から 6 月にかけて、学長、理事、副学長、学部長及び研究科長から平成 20 年度の重点実施事項等及び平成 19 事業年度までの運営事項等の状況を聴取し、役員等から財務諸表及び決算報告書について報告を受け、会計監査人(新日本監査法人)からの監査の実施状況及び結果を聴取し、さらに各部局から次の事項についての業務実施状況を聴取する等により監査を行った。

- ① 前年度の定期監査における要望事項の実施状況
 - ② 国立大学法人評価委員会の評価結果への対応状況
 - ③ 中期計画及び平成 19 年度年度計画のうち、進捗状況の聴取を要すると認めた事項の実施状況
 - ④ 会計事務の実施状況 (研究費の不正防止対策を含む)
 - ⑤ 情報基盤の整備状況
 - ⑥ 外部教育研究機関等との連携状況
 - ⑦ 地域貢献の実施状況
 - ⑧ 民間資金を活用した運動施設の整備計画の進捗状況
 - ⑨ 国際交流センターの活動状況
 - ⑩ 埼玉大学発展基金の募集等の状況
 - ⑪ 職員研修の実施状況
 - ⑫ 東京サテライト教室の整備状況
 - ⑬ 情報公開法及び個人情報保護法に基づく措置の実施状況
- 等

(1) 役員等総括的ヒアリング日程

日 程	主な内容
5月12日(月)	大学の経営方針 ・長期ビジョン ・経営戦略 ・研究戦略 等
5月13日(火)	部局運営方針 (理学部、教育学部 等) 国際交流戦略 等
5月14日(水)	評価戦略と評価の適正化 広報戦略と地域貢献策 部局運営方針 (工学部、理工学研究科 等)
5月15日(木)	部局運営方針 (教養学部、経済学部 等)

(2) 個別事項ヒアリング日程

日 程	対象部局等
6月2日(月)	教育・研究等評価センター 経済学部 理工学研究科(理学部・工学部)
6月3日(火)	国際交流センター 教養学部 教育学部
6月4日(水)	発展基金室 総合情報基盤機構
6月5日(木)	全学教育・学生支援機構 戦略企画室 地域貢献室
6月9日(月)	地圏科学研究センター 総合研究機構
6月10日(火)	総務部
6月11日(水)	財務部

2 中間ヒアリング

定期監査の効率的実施を図るため、平成19年10月から11月にかけて、各部局から、平成19年度計画（計画内容等を勘案して抽出した事項）の進捗状況等について説明を聴取した。また、会計監査人から期中監査の状況等を随時聴取したほか、役員会等重要な会議に出席し、必要に応じ参考意見を述べた。

中間ヒアリング日程

日 程	対象部局等
10月23日（火）	教育・研究等評価センター
10月26日（金）	事務局付（ガイドライン体制整備等） 地域貢献室 戦略企画室 総務部
11月27日（火）	経済学部 理工学研究科
11月29日（木）	国際交流センター 教養学部 全学教育・学生支援機構 総合情報基盤機構 教育学部
11月30日（金）	総合研究機構 財務部

3 会計監査人とのコミュニケーション

監査の過程において、下記ミーティングを実施した。

実施日	主な内容
平成19年12月11日	監査計画 等
平成20年3月5日	期中監査の状況説明、会計・監査上の重要課題 等
平成20年6月23日	年度末監査の状況説明 等

II 監査結果

1 決算

- (1) 財務諸表等についての会計監査人の監査の方法及び結果は、相当であると認められる。
- (2) 事業報告書は、国立大学法人埼玉大学の状況を正しく表示しているものと認められる。
- (3) 財務諸表、事業報告書及び決算報告書に重大な影響を与える不正、誤謬及び違法行為は認められない。

2 業務監査

平成 20 年度は、独立行政法人大学評価・学位授与機構へ「中期目標期間における教育研究評価」に係る報告及び文部科学省国立大学評価委員会へ「中期目標期間に係る業務の実績」に係る報告が求められている。そのような状況の下で、平成 19 事業年度の監事監査を行った。その結果、

- (1) 業務の執行状況は、国立大学法人埼玉大学の掲げる理念・中期目標から見て、中期計画、年度計画に沿って、適正かつ効率的な運営に努めている。
- (2) 業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る実績報告書は実施状況を正しく表示している。
- (3) その他、法令もしくは国立大学法人法に反する重大な事項はない。
と認められるものと判断した。

Ⅲ 業務の実施

(1) 経営の基本方針

「埼玉大学再構築計画」が、平成 18 年 1 月に役員会のマニフェストとして策定・公表されており、法人経営の基本方針、方向性とそれに沿った当面の実施措置等が同計画において示されている。同計画については、19 年 2 月及び 5 月に、その続編の一部が策定・公表されている。

それを受けて、埼玉大学は、来年度建学 60 周年を迎えるに当たり、「知の府」としての経営戦略計画を盛り込んだ「長期ビジョン」の作成を早急に着手し、大学構成員全員で共有することを重要課題にしている。その内容の具体化にあたっては、全国 5 位の産業基盤をもち、さらには独立行政法人理化学研究所を始めとする世界的水準の研究拠点を多数有する首都圏・埼玉に所在するという地理的条件を活かし、外部諸機関や市民との協働・連携を積極的に進め、そのことを通して地域社会とともに発展し、地域と世界を結びつけていく役割を担うため教育・研究の高度化を目指すことを基本方針としている。

主な内容は以下のとおりである。

- ① 本学の優れた個人研究の結集と国内外の大学・研究機関との連携による先端的で个性的な研究拠点形成を戦略的に推進する。
- ② 本学の特徴である学部教育における全学教育プログラムについて、大学らしい質の高い教育と、学生が「知」を楽しめる教育を目指し、外部機関の協力も得て優秀な学生の育成を計る。その具体化として、国際開発教育研究センターを設置し、J B I C（国際協力銀行）と連携して、国際社会で活躍する人材を育成するための高度な全学教育プログラムを実施する。
- ③ 教員免許法改正に伴う現職教員の免許状更新講習や、生涯学習ニーズへの対応など地域貢献・社会貢献の視点と地域社会・民間・行政機関等との連携を強化する。

④ 「市民社会の中核となるべき人材の育成」を基本方針に掲げる大学として、地域社会・市民社会と連携しつつ、学生の社会貢献活動の支援を強化する。

⑤ 海外の大学との学生交流・学術交流の活性化を図る。

などを挙げることが出来る。

(2) 財政計画等

a. 財政計画

国立大学法人埼玉大学の財政については、「第 1 期中期計画期間における財政計画」が経営協議会の議を経て平成 17 年度に策定されている。同財政計画では、平成 21 年度までの人件費の削減目標（概ね 4%）に対応し、かつ、物件費の削減を織り込んだものとなっている。

平成 19 年度における達成状況については、主に以下の対策が講じられている。

① 定年退職後の教職員の補充について、採用時期を見直すなどにより、人件費を削減。

② 常勤職員が行っていた契約業務を派遣契約職員が行うなどの措置。

③ 旅行者、旅費事務担当者の事務の簡素・合理化、経費の縮減を図るため旅費規程を見直し、平成 20 年 4 月から、東京 23 区等近距離旅行について、交通費の実費のみの支給とし、月 1 回の請求手続きとする規定の制定。

④ 冷暖房運転は、使用時間を制限。

⑤ 紙ごみは可燃ごみとしないでリサイクル。

などの対策が講じられており、これらの措置は同計画を前提とした適切な運営に資するものであると認められる。

b. 財務諸表の活用

年度半ばの経営協議会において、19 年度前半収支の実績とこれを踏まえた年度後半の収支見込みの報告がされている。さらに「埼玉大学財務諸表における活動性の指標の分析（他大学との比較）」の報告については、財務諸表の概要について前年度との対比を織り込むなど、財務諸表の一般向けした活用を図っており、今後も継続することを要望したい。

(3) 会計事務

a. 研究費に係る不正防止対策

平成 19 年 3 月に「埼玉大学公的研究費不正使用防止基本方策」が決定され、平成 19 年 10 月に「研究費不正使用防止推進室」を設置し、研究費の不正使用防止計画の策定とその推進に努めている。

研究費の不正使用防止対策として、次の対応を実施している。

① 業務（責任）分担の実態と乖離が生じないように、職務権限の明確化。

② 物品購入に係る架空請求や納品の偽りが行われないように、必ず発注者以外の者が検収業務を実施。

以上の措置を平成 20 年 1 月 28 日から実施している。また、「検収センター」を設けて、50 万円以上の納品について検収するなど平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣が決定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に沿った改善が行われているものと認められる。

今後は、モニタリングを実施するなど、本学における研究費の不正使用防止に係る実態を把握し、より効率的・実質的な改善を要望したい。

(4) 情報基盤の整備

平成 19 年 3 月に「全学光直収ネットワーク」と「新情報処理システム」が導入され、学内における各種教育研究活動データの適切で効果的な情報共有、情報発信、情報保護が整備された。

平成 19 年度における学内の情報処理システムの整備は、学務部の構想する学生インフォメーションシステムについて、平成 20 年 3 月から利用に供している。

また、全学光直収ネットワークの活用状況については、高速・安全な光直収ネットワークへの移行により、全学生を対象とする Web 履修登録、メール一斉送信、CALL の教室以外への開放等、大規模なネットワークサービスの導入が実現している。今後も、より一層安全で利便性に配慮された開発を期待したい。

(5) 外部研究機関等との連携

a. 大学院間の連携

埼玉大学は、茨城大学、宇都宮大学、群馬大学との大学院間の教育研究の連携に関する協定（4 大学大学院連携協議会）に基づいて、4 大学で連携して開講する大学院の IT 教育プログラムについて、平成 20 年度の概算要求を行い採択され、大学間調整、予算計画、実施体制、カリキュラム策定、各科目の内容や担当教員の配置、時間割とシラバスの枠組検討、必要な非常勤講師発令の手続きなどを、埼玉大学が中心となって進めた。このプログラムの試行的な授業を 4 大学が進めており、特に必須となる遠隔授業のありかたについての検討を中心に本学が協力している。

この結果、平成 20 年度から、情報システムコースの連携教育プログラム「先進創生情報学教育研究プログラム」がスタートしている。当該計画は、大学間の連携が単位互換を超えた取組として注目されたものであり、連携協力が順調に進展していくことを期待したい。

b. その他の公的研究機関との連携

公的研究機関との連携は、連携大学院、共同研究等により実施されている。

連携大学院については、次の機関との間で実施している。

① 理化学研究所からは、22 名の客員教授 9 名の客員准教授が連携先端部門を中心に理工学研究科で教育研究指導および共同研究を行い、年 2 回の連絡協議会を行って調整。

また、連携国際スクール（通称：野依プロジェクト）による連携を推し進め、20年度より3名の博士後期課程の学生を受入。

- ② 産業技術総合研究所からは、3名の客員教授が融合電子技術領域で教育研究を指導。
- ③ 埼玉県環境科学国際センターからは3名の客員教員を迎えて教育研究を指導。
- ④ 埼玉県立がんセンターから、1名の客員教授を迎え、生命科学部門で院生の教育研究を指導。
- ⑤ 平成15年から、財団法人埼玉県中小企業振興公社を中核機関として科学技術振興財団の競争的資金、地域結集型共同研究事業「埼玉バイオプロジェクト」による共同研究を平成19年12月まで行った。またその後継事業として平成19年6月から文部科学省の競争的資金の都市エリア産学官連携促進事業「埼玉・圏央エリア」を開始し、先端バイオの共同研究を行っている。同じく、埼玉県中小企業振興公社を中核機関として経済産業省競争的資金の平成18年度地域新生コンソーシアム研究開発事業「埼玉オプト」の採択により、県内の光学（オプト）に関連する共同研究を行っている。

さらに、教育学部では次のプログラムを実施している。

- ① 専門職大学院等教育推進プログラム『驚きと感動をつたえる理科大好き先生の養成－実験・観察のスキルアップを目指した大学・学校・地域連携プロジェクト』をさいたま市教育委員会、さいたま市青少年宇宙科学館、さいたま市立本太小学校、さいたま市立岸町小学校、さいたま市立鈴谷小学校と連携。
- ② 現代的教育ニーズ取組支援プログラム『大学・地域・学校連携型特別支援教育の推進－附属養護学校発達支援相談室「しいのみ」を拠点として－』を埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会、さいたま市内小・中学校と連携。
- ③ 平成19年度教員養成改革モデル事業「未来のミドル・リーダーの立体的な養成・採用システムの創出」－教育学部と埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会との三者連携プログラム－において、埼玉県教育委員会およびさいたま市教育委員会と連携。
- ④ 資質の高い教員養成推進プログラム『「協働する実践者」としての幼稚園教員養成』と文部科学省委託「平成19年度埼玉県家庭教育支援総合推進事業」との合同事業として、埼玉県地域家庭教育推進協議会、埼玉県家庭教育振興協議会、および埼玉県教育委員会と連携した親子活動プログラム「お父さん全員集合！2007」を開催（2007年11月17日）し、10以上のワークショップが企画され、地域の子どもと保護者約200名が参加。

また、経済学部では外部教育研究機関等との連携状況として、日本の対外援助のあり方をフォローアップし、その改善方向を提言することを目的に、「タイ王国『社会環境分析に基づくタイ東北部の複数の円借款事業のインパクト調査』に係る提案型調査」を行うなど、JBIC（国際協力銀行）との連携関係を強化してきた。この調査は平成18年度から継続して行われている。

今後も公的研究機関及び地域等との連携を強化し、地域等から期待される埼玉大学を目指すことが望まれる。

c. 民間企業

埼玉大学では現在、各部局で活発に民間企業との連携を実施しており、特に平成 17 年度に、工学部と日本信号(株)との間に包括連携協定が締結され、これは 19 年度に埼玉大学との協定に発展した。連携の状況は極めて良好であり、19 年度は 5 つのコア研究室 (IT システム創成、システム設計、センサー、アンテナ技術、超伝導) による連携研究推進、課題解決ポータル相談、技術相談、出張講義、インターンシップを活発に行い、2 ヶ月ごとの包括連携協議会にて状況報告され、より良い成果を上げるべく、協議を行っている。また、奨学寄付金として、毎年 10,000 千円の寄附を受けている。

なお、研究成果の公表では、学術情報発信システム (SUCRA) を活用して、プロジェクト研究成果発表会等の資料・内容の情報発信を行っている。

現在、民間企業等と活発に連携されているが、今後も連携を推進し、知的財産収入の増加を図ることが望まれる。

(6) 地域貢献

地域貢献の実施については、下記のとおり各部局とも活発に行われている。

a. 教養学部

- ① 「博学連携事業」として、県立博物館・美術館と連携してミュージアムカレッジを、県立近代美術館において「田園の夢・都市の夢」と題する 4 回の連続講座。
- ② 「官学連携事業」として、埼玉県男女共同参画推進センターと連携し、「埼玉大学 & With You さいたま 公開講座」として「今、シェクスピアを読み直す」を 4 回開催。
- ③ プロ・サッカー選手を対象とした教養講座「世界レベルで選手・指導者として活躍するための教養講座」を全 13 回開講し、大宮アルディージャの選手が受講。
- ④ 研究成果の社会還元を目指し、文化科学研究科とさいたま市立博物館とが共催で企画展「j a p a n ・うるわし」を埼玉市立博物館において開催。
- ⑤ 地域と連携した学習の成果として、新座市と文化科学研究科の共催で『ナイトウォーキング@野火止用水～光と音の小径』を開催。

b. 教育学部

- ① 附属特別支援学校の発達支援相談室は、平成 17 年度の現代的教育ニーズ GP の獲得によって、地域教育相談活動、学校コンサルテーション活動を飛躍的に拡大し、特別支援コーディネーター支援での県内唯一の拠点としての地位を確立し、個別相談、学校コンサルテーション、発達障害セミナーを実施。
- ② すべての附属学校では、県下の教員を対象とした研究協議会、授業研究会を実施するとともに、各市町村教育委員会の研究委嘱学校への講師派遣、教育委員会教育事務所管内小中学校に多数の講師を派遣、また、「埼玉県学力状況調査の問題作成に関わる委員会」に 4 名の教員を、「全国学力・学習状況調査」分析会議に 2 名の教師を派遣。
- ③ 地域自治体の委員会・審議会委員として平成 19 年度は、委員就任 93 件、研究員など

の委嘱数は9件。

④ 埼玉県教育委員会・さいたま市教育委員会との連携協定に基づく県内の学校支援活動である「学校フィールド・スタディ・プログラム」（学校における日常的な教育支援活動）には、県内62市町村、410校から学生派遣の要請があり、前期147名、後期59名の学生が参加。

⑤ 埼玉県立近代美術館との連携協定に基づく、「ミュージアム・コラボレーション」事業に、美術教育講座の全教員と学生11名が参加し、「椅子探検隊」、「彫刻探検隊」、「ひみつ探検隊」、「アート・ビンゴ」、「建物探索隊」など18のプログラムを展開。

⑥ さいたま市の「咲いた祭り」に、桜区を代表してドラゴン・フロートを参加させ、教職員とともに、家政教育講座、保健体育講座の学生が各種イベントに参加。

⑦ 埼玉大学と埼玉県の包括連携協定に基づいたプログラムとして、音楽教育講座学生による「市民のための音楽会」（埼玉りそな銀行本店講堂）、音楽教育講座教員による「音楽の贈り物」（彩の国さいたま芸術劇場）を実施。

⑧ 埼玉県国際交流協会と教育学部との連携覚書（5月9日提携）に基づいて、日本語を母語としない地域の子どもの学習支援活動（「多文化共生広場」）。

⑨ いじめ自殺問題に対応する埼玉新聞社主催の「青少年健全育成キャンペーン in 埼玉」事業として、教育学部教員による講演会、セミナー実施、ポスターデザイン、新聞記事執筆などに協力。

⑩ 美術教育講座の教員・学生・大学院生が、東京都墨田区立の小中学校児童・生徒と協力して、墨田区菊川下水道工事現場のイメージアップ・デザイン企画に取り組んだほか、西部総合病院外来棟壁画デザインを手がけた。

⑪ 教育学部学生を中心とした「キャンパス・イルミネーション」活動は、埼大通り商店街と協力して、キャンパス・イルミネーション・イベントを実施。

c. 経済学部

① 埼玉県福祉部との提携により県民開放講座として、本学部夜間主コースの授業を県民に開放。

② 厚生労働省・文部科学省所管、埼玉県実施の制度を受託して、大学院・経営管理者上級コース（離職者向け委託訓練）を、公共職業安定所に求職票を提出した離職者等に大学院修士課程該当の教育を行い、就職・起業等を促進。

③ 埼玉県教育委員会と共催講座の経済学部コミュニティ・カレッジ公開講座を実施。

④ さいたま市教育委員会と共催講座の経済学部市民講座実施。

d. 理工学研究科

① 高等学校へ出張授業、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）活動、サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（SPP）、アウトリーチ活動での講義実習補助、高大連携講座の開設。

② 埼玉県理科教育研究発表会援助。

- ③ 第 36 回関東理科教育研究発表会。
- ④ 埼玉理数科教育連絡協議会による高校教員との連携。
- ⑤ 中学生を対象として、科学技術への関心を高めるため、最先端研究体験、ジュニアサイエンススクール（中学生 1 日体験入学）。
- ⑥ 高校生を対象として、理科への関心を高めるための実験・講義、サイエンススクール（高校生 1 日体験入学）。
- ⑦ 産学連携を推進するため、企業向け研究紹介ブースの設置やセミナー、工学部フェア／産学交流セミナーの開催。
- ⑧ むつめ祭(大学祭)の際に、高校生を含む地域住民への工学（工学部）の紹介、工学部オープンラボなど。

さらに、

- ① 東京ステーションカレッジでは、大学主催の行事、教育研究活動、公開講座等を実施するとともに、卒業生の情報交換や交流の場としての支援。
- ② さいたま市と埼玉大学との連携に関する包括協定の締結。

以上のように、様々な地域貢献活動を行っており、活動の件数、内容についても充実している。今後もその活動の持続性を期待したい。

(7) 国際交流

a. 「埼玉大学国際交流戦略構想」の策定

学内の国際交流業務の統合を図るため、総合研究機構の国際部門と全学教育・学生支援機構の留学生部門を統合し、平成 17 年度に国際交流センターが設置された。その後、センターのもとで国際交流が一元的に進められてきたが、さらに各部局との連携を強め、「地域に根ざし、世界に開かれた大学」としてのアイデンティティを確立するため全学的な取り組みを推進することが必要である。また、国際交流センター関係事項は中期計画通り実施されてきたが、そのアイデンティティを確立するためには、より強力な次期中期計画を策定する必要がある。そのため「埼玉大学の国際交流戦略構想－Global Access University としてのアイデンティティの確立」として、以下の方針が掲げられ、実施に移されている。

- ① 多様で活発な双方向学生交流：協定校との均衡の取れた活発な交流と、優秀な学生の獲得。
- ② 自立した特色ある国際共同研究の推進と支援。
- ③ 地域の国際化への貢献。
- ④ 国際交流のための体制整備。

これらは、今後の国際交流への意気込みと国際交流に対する教職員学生の意識向上に貢献するものと思われ、国際交流の一層の発展を期待したい。

b. 平成 19 年度における、本学学生の海外留学の推進に関する検討状況

平成 19 年度における学生の海外留学推進の検討状況として、

- ① 教養学部及び経済学部からの強い要請に基づき、イギリス・エセックス大学との学生交流に関するパイロットプログラム（3 年計画）を立ち上げ、学内募集を実施した。
- ② 海外留学推奨の一環として、学長指導のもと、海外研修プログラムを立ち上げ、平成 20 年 2 月 16 日から 4 週間の研修を実施し、15 名の参加。
- ③ 海外留学フェアを年 2 回開催し、協定校への留学を推奨し、平成 19 年度の協定校への短期留学者数は 20 名。
- ④ 平成 20 年 1 月 9 日エセックス大学教員・博士課程学生による、大学の教育と研究に関する国際シンポジウムの実施。

などが挙げられるが、さらなる協定校との交流を要望したい。

c. 国際交流協定の在り方

平成 18 年 12 月開催の国際交流センター運営会議において、今後の国際交流協定の在り方について検討し、国際交流協定の意義及び協定の形態等を取り纏めた。その中で、今後協定締結の際には派遣・受け入れ計画を明示し、具体的な目的を明確にし、かつ、実のある交流成果が期待できるか否かも踏まえて慎重に協定締結を進めることとした。この指針を踏まえて、平成 19 年 1 月に全協定の交流実績および今後の交流計画について調査・取り纏めるとともに、平成 19 年 1 月以降の新規協定希望・更新希望については、国際交流センター・国際交流企画部門委員会において、実績及び交流計画について担当部局よりヒアリングを実施し、慎重に審議を行い、交流実績のない部局間協定で 1 件の更新不可、また、大学の規模・組織等のバランスを協議し、協定締結不可 1 件の判断を下したことは、実質のある交流を目指す措置として意義がある。

(8) 埼玉大学発展基金

発展基金の募集は、第一期募集期間平成 18 年 10 月～平成 22 年 3 月、目標額 5 億円となっているが、1 年半経過後の状況は約 65,573 千円で、学内外ともに十分な理解が得られていないと思われる。発展基金の募金活動および事業計画については、経営協議会委員や学外有識者を含めた、学外委員を含む発展基金運営会議の下で検討する体制となっている。しかし、募集状況をさらに拡大する必要から、平成 20 年度に、この運営会議の組織を再編成し、その下にある運営委員会も合わせて再構築することにより、「教育活動の活性化及び研究活動の高度化」とする基金の目的を明確化したうえで、改めて募金活動の進め方を再検討することとした。特に、学外に発展基金の推進支援組織を設けることを検討し、その組織を通じてさまざまなルートによる募金活動を実施し、実効ある規模の発展基金の実現を目指すこととしたのは、事業活動における迅速な修正行為であり、その成果に期待したい。

(9) 附属学校等

附属学校長のリーダーシップについては、附属学校長選出規定の見直しを行ったが、さらにリーダーシップの発揮について具体的な工夫が必要である。また、附属学校との良好な連携関係を維持するために、次の事項の検討がなされている。

- ① 附属学校長選出規定の改定。
 - ② 附属学校活動を軸とする GP 申請。
 - ③ 附属学校教員と学部教員による共同研究の実施。
 - ④ 附属学校における教育実習生受け入れ枠の見直し（教育学部の教員養成への特化に対応するため）。
 - ⑤ 附属学校連絡協議会の定例化。
 - ⑥ 附属学校教員による学部授業の一部担当。
 - ⑦ 入学式・卒業式をはじめとする附属学校での各種行事・研究協議会への学部長・副学部長の積極的参加。
- などであり、今後一層の協力体制が機能するよう期待したい。

(10) 学生募集活動・入試改革等

大学全入時代に対処する方策として、各部局では受験生確保のため積極的に対応している。その具体化としては次の方策がそれぞれ検討、実施されている。

a. 教養学部

- ① 大局的な対処策は、現状の制約（教員定員再配置計画）の中で魅力的な教育課程を作ること。
- ② 受験生並びに保護者をターゲットとして、大学の中身を伝えるようホームページを充実すること。
- ③ 可能な限りで直接的な広報活動の検討。
- ④ 受験者確保のために、入試方法を毎年変更するのではなく、良質な学生の確保を目的としたものとする。

b. 教育学部

平成 18 年度から教員養成に特化しており、その周知を含め、

- ① 学部広報戦略を策定し、それに基づいて、学部案内の斬新化、学部案内音声入り CD 作成、全教員をあげた県内外の高等学校への学部説明活動、「出前講義」、大学入試説明会への全講座参加。
- ② これまでの受験動向、他県の教員採用状況などの分析の結果、県内はもとより、北関東、東北圏を含めた地域を受験生獲得のターゲットとする学部広報戦略。

c. 経済学部

- ① 20 年度入試から入学定員を学部一括方式に変更するとともに、前期日程に 3 教科 3 科目のセンター入試枠を設けた。
- ② 後期日程（センター試験のみ）枠を拡大すると同時に、国語または数学のうちの高得

点科目に傾斜配点する制度を導入。

- ③ 夜間主コース独自の広報を 20 年度入試に向けて強化したところ、受験生が倍増した。
- ④ 大学説明会「For Teachers」を創設し、これが全学の取り組みとなった。
- ⑤ ホームページのメールを用いて受験生の質問に在学生在が答える「目安箱」の運営。

d. 理学部

- ① 高等学校との連携を強化し、高等学校教員からの推薦や、また、未来の科学者育成プロジェクトなどで育てられた優秀な学生の確保を検討。
- ② 編入試験を検討。
- ③ きめ細かな教育と研究指導により優れた研究者の育成と就職支援の強化（OB などの活用）。
- ④ 理科教員免許取得を容易にし、各学科 10%をめどに理科教員への採用をめざす。

e. 工学部

- ① 国立大学 52 工学系学部長会議「工学離れ対策 WG」の活動に参加し、2008 年 1 月に読売新聞及び朝日新聞へ全面広告。また 2008 年 9 月の洞爺湖サミット開催記念工学フォーラムの開催。
- ② 埼玉大学工学部サイエンススクール（応用化学科、機能材料工学科）
- ③ 受験生に分かり易い入試方法への改善。
- ④ 教育目標・カリキュラム設計・アドミッションポリシー・入試科目の関連性の明確化。
- ⑤ 入試配点をできるだけ統一する方向での、22 年度入試に向けた改善検討など。

さらに、特筆されるのは、学務部が限られた予算の中で志願者が特に多い高校単位の卒業生を紹介したリーフレットを作製するなど、効率的な広報活動がされていることである。

各部局とも国公立大学を競争相手として様々な取組を行っており、今後とも受験生確保に継続して努力されるよう期待したい。

(11) 就職支援

平成 19 年度における学生の就職支援のための主な活動は、次のとおりである

- ① 就職相談（129 回 延べ 667 人）
- ② 就職セミナー（学部 3・4 年次及び大学院生向け 43 回 延べ 6,366 人）
- ③ 就職プレセミナー（学部 1・2 年次向け 2 回 延べ 44 人）
- ④ 留学生就職支援セミナー（3 回 延べ 65 人）
- ⑤ 保護者就職懇談会（学部 3・4 年次及び大学院生の保護者向け 1 回 619 人）
- ⑥ OB・OG 訪問（3 社 延べ 62 人）
- ⑦ 企業訪問（22 社）
- ⑧ 就職支援メールマガジンの発行（158 件）
- ⑨ 電子メールによるエントリーシートの添削指導（約 350 件）

⑩ 模擬面接（60件）

⑪ 就職サロン（毎週月曜日 12:00～13:00）。

就職状況は学生のみならず保護者の関心も高いうえ、近時では大学の評価にも繋がっていることから、今後も活発な活動を期待したい。

(12) 地圏科学研究センター

埼玉大学地圏科学研究センターは、地域の都市化に伴い生じてきた地震災害対策や大地・地下水汚染、高度危険物の安全な地下処分など、新たな学術的な課題を総合的に研究するとして「快適かつ安全で安心な社会生活を支える地圏技術の確立と国際貢献」を目的として平成13年4月に発足し、本年度で設立6年目が経過している。その設立の趣旨に沿って地震防災科学研究および地圏環境科学研究分野について、センター専任教員と学内協力教員の積極的な参画を得て、研究活動が定着し、安定した成果が得られている。一方、地圏科学研究センターがその設立の目的に見合う地圏科学研究におけるCOEとして社会の支持を確実にしていくために、評価や提言を積極的に取り入れ、研究開発推進・評価委員会による平成17年度の活動評価と提言の内容を平成18年度事業計画の実施に積極的に反映し研究活動を推進している。今後も地震防災等について、積極的に地域に貢献されるよう期待したい。

(13) 前年度監査時における要望事項の対応

前年度の定期監査における要望事項への対応については、

1. 事務処理の改善について

① 学務部事務処理におけるPDCAとして、大学で定められた年度計画を確実に達成するため、年度計画を更に細分化した「学務部事業計画」を課ごとに定めるとともに、財務部から配分された基盤経費に基づき実行ベースの予算計画を立てて、事業を進めている。さらに、これらの事業計画が着実に実行されているかどうかについて、四半期ごとに進捗状況をチェックしている。

② 教育環境維持管理におけるPDCAとして、学生が安心かつ快適な環境で教育を受けられるよう、「安心安全キャンパス推進計画」を定め、学務部職員及び各学部等学務系職員全員が一丸となって、キャンパスの安全を維持する体制をとっている。さらに、これらの計画の進捗状況については、毎週開催している学務系課長室長連絡会議において報告・連絡を行っている。

③ 学生の安全管理におけるPDCAとして、学生が事件・事故に巻き込まれることを防止するため、本学のみならず他大学での主な事件・事故の内容とその対応及び再発防止策を一覧にまとめた「事故対応マニュアル」を作成し、四半期ごとに学務系職員に配布して、事件・事故が起こらないよう、また万が一起きた場合にも速やかに適切な対応がとれる体制を整えている。さらに、蓄積された事件・事故の状況を分析し、本学学生が

巻き込まれる恐れのあるトラブルに対し、毎月定期的に注意喚起の掲示を行うとともに、「学生生活における危機管理」を作成して、学生生活の手引きへの掲載やリーダーシップトレーニングで講演を行って、事件・事故の防止に努めている。

④ 学生サービス向上における PDCA として、学生と大学との重要な接点の一つである学生対応窓口について、よりよい窓口サービスを行うため、各部局において窓口対応で職員が気付いたことや感じたことを報告しあい、その改善策や対応策を検討して改善するとともに、その結果を「窓口対応マニュアル」として取り纏め、四半期ごとに全部局に配布・報告して他の部局でも役立てている。

⑤ 埼玉大学諸規則の改正時の制定文形式について、事務の簡素化と教職員への迅速な通知に資するため、従来の改正条文による形式を廃止し、新旧対照表による簡易な形式へと変更を行った。

⑥ 教職員の団体生命保険料等について、毎月、各部局等総務担当が徴収し、経理課で取りまとめて振込みを行っていた業務を、人事課の所掌業務に移行し、給与から控除（差し引き）することとした。

⑦ 非常勤講師の出講旅費について、四半期毎に支給（旅行依頼簿の作成、支給額の算定）していたものを、通勤手当化（毎月支給）した。

2. 事務処理の電子化について

平成 19 年 12 月まで、サイボウズによる電子決裁を行っているのは総務部のみであったが、12 月末に専門職員が各部局担当者を対象に電子決裁の説明会を行い、平成 20 年 1 月から各部局で電子決裁の試行を行っている。この点については進捗状況を見て文書処理規程の変更も必要である。また、電子化された埼玉大学規則集データの共有化について検討し、サイボウズ上に規則集共有ホルダーを作成し、職員の利用の便に供している。

3. 規程制定規程の策定に係る進捗状況について

平成 18 年度から種々検討を重ね、規程制定規程として「国立大学法人埼玉大学における規則等の制定改廃に関する規則」を整備し、学内規則等の制定改廃の手続きに関して明確なルール化を図った。また、上記規則の制定に伴い、規定に準拠していない規則等の種類の見直し及び引用字句の修正を行うため、整理規則等を整備し、すべての学内規則等の整合性を図っている。

4. 業務処理マニュアル（フローチャート）について

新たに予算執行責任者（予算管理者）となった教職員向けの研究費等の執行ルールについて記載した「会計ハンドブック」を作成した。また、従前の財務会計事務処理マニュアルの改正を検討している。

5. 個人情報保護法関係の個人情報ファイル簿の更新について

文書ファイル管理簿の更新が実施され、個人情報保護法関係の個人情報ファイル簿についても、法律の主旨に沿った更新がなされている。いずれも要望の趣旨に添った措置であると認められるが、財務会計事務処理マニュアルの改正と、今回執られた措置につ

いて、今後とも注視することとしたい。

以 上